

対象事業者	事業者の定義
ベンチャー企業	① 新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う株式会社
中小企業等	② 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の6項目に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの ③ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの ④ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの ⑤ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの ⑥ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの ⑦ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの ⑧ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの ⑨ 企業組合 ⑩ 協業組合 ⑪ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 ⑫ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 ⑬ 商工組合及び商工組合連合会 ⑭ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ⑮ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの ⑯ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの ⑰ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの ⑱ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が②～⑧までに規定する中小企業者であるもの ⑲ 農業協同組合、農業協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ⑳ 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉑ 農事組合法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉒ 医療法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉓ 一般社団法人、一般財団法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉔ 公益社団法人、公益財団法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉕ 学校法人等であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉖ 有限責任事業組合(LLP)であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの ㉗ 社会福祉法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
その他	㉘ 上記に準ずるものとして、内閣府令に適合する事業を行う者

※ただし以下に該当する者は対象としないこととする。

○ 次のイ又はロに掲げる会社 イ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。以下この項目において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この項目において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の(1)から(3)までに掲げる会社をいう。）の所有に属している会社 (1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項目において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社 (2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社 (3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社 ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社等
○ 次のいずれかに掲げる会社等 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が役員に在る会社等 ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する会社等